

瑞浪市都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものであり、土地利用や都市施設などのあり方について基本的な方向を示し、各地域におけるまちづくりの方針を定めることにより、瑞浪市の都市計画に関する総合的な指針を定めることを目的としています。

瑞浪市都市計画マスタープランは、平成8年に策定（平成16年に改定）されましたが、社会状況の変化及び、まちづくりに関する上位計画・関連計画の策定を踏まえ、部分的に改定（時点修正）を行い、新たな「瑞浪市都市計画マスタープラン」を策定します。

平成8年 「瑞浪市都市計画マスタープラン」 策定



平成16年(改定) 「瑞浪市都市計画マスタープラン～時点修正～」 策定



上位計画・関連計画の策定

平成21年「瑞浪市まちづくり計画～後期基本計画～(瑞浪市第5次総合計画)」 策定

平成22年「瑞浪都市計画区域マスタープラン(岐阜県)」 策定

など



平成22年度 (改定) 「瑞浪市都市計画マスタープラン」 策定